

第一〇四回

参第五号

育児休業法（案）

（目的）

第一条 この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を除く。）使用者又は賃金をいう。

2 この法律において「育児休業」とは、労働者がその一歳に満たない子を養育するための休業をいう。

（育児休業）

第三条 使用者は、労働者が育児休業を請求したときは、その請求を拒んではならない。

2 前項の請求は、一の期間を定めてしなければならない。

3 使用者は、父又は母の一方が第一項の請求をした場合において、他の一方の次の各号の一に該当する期間については、同項の規定にかかわらず、その請求を拒むことができる。

一 その請求に係る子について育児休業（他の法律の規定によりその子を養育するための休業を含む。）をする期間

二 職業に就いていないときでその請求に係る子と同居する期間（負傷、疾病その他やむを得ない事由によりその請求に係る子を養育することができない期間並びに出産の日後五十六日間及び出産の予定日前四十一日（多胎妊娠の場合にあつては、六十九日）から出産の日までの期間を除く。）

4 前項の規定は、労働者がその二人以上の子について第一項の請求をした場合には適用しない。

5 使用者は、労働者が第一項の請求をした場合において、当該労働者に対して既にその請求に係る子について育児休業を認めたことがあるときは、特別の事情があるときを除き、同項の規定にかかわらず、その請求を拒むことができる。

（育児休業の期間の延長）

第四条 使用者は、労働者が育児休業の期間の延長を請求したときは、その請求を拒んではならない。ただし、第二回目以後の期間の延長の請求については、特別の事情がない場合は、この限りでない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第三項中「同項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「前項」とある

のは「第四条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(この法律違反の契約)

第五条 この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

(不利益取扱いの禁止)

第六条 使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第七条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

第八条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和三十二年法律第百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(報告等)

第九条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第十条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十一条 労働者は、使用者にこの法律の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(育児休業の期間中の給付)

第十二条 育児休業をした労働者に対しては、別に法律で定めるところにより、当該育児休業の期間中、賃金の額の百分の六十に相当する額の給付を行うものとする。

(罰則)

第十三条 第三条第一項、第四条第一項、第六条又は第十一条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二 第十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止)

2 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)は、廃止する。

(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

五 育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第三条又は第四条の規定によつて休業した期間

第三十九条第五項中「及び産前産後」を「、産前産後」に改め、「よつて休業した期間」の下に「及び労働者が育児休業法第三条又は第四条の規定によつて休業した期間」を加える。

第九十八条第二項中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「、育児休業法」を、「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「、育児休業法」を加える。

(国会職員法の一部改正)

4 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)」の下に「の規定並びに育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第七条から第十一条までの規定」を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

5 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定、育児休業法(昭和六十一年法律第

号) 第七条から第十一条までの規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の規定」に、「これらの法律に基いて」を「これらの規定に基づいて」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

6 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「及び第百二条の規定」の下に「、育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第八条の規定」を加え、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、「労働基準法第百二条の規定」の下に「、育児休業法第八条の規定」を加え、同条第四項中「労働安全衛生法」を「育児休業法、労働安全衛生法」に、「基く」を「基づく」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

7 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百八条中「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)」の下に「の規定並びに育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第七条から第十一条までの規定」を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

8 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十号中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「、育児休業法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

第五条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 育児休業法に基づいて、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第七条第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「、育児休業法」を加える。

第八条第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「、育児休業法」を加える。

(関係法律の整備等)

9 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この法律の施行及び附則第二項の法律の廃止に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定める。

理 由

育児休業制度が実施されている諸外国の情勢にかんがみ、我が国においても子を養育する労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図るため、労働者に育児休業を保障する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。